

令和5年度 認知症対応型共同生活介護 指摘事項一覧

10事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令等	指摘数
1	管理者	管理者が同一敷地内にない他の事業所にも勤務しており、常勤で必要な時間数を勤務していない状況が常態化している事例がありました。常勤として必要な時間数を勤務する管理者を配置してください。	区条例第9号第111条第1項 基準省令解釈通知第3の五の2(2)①	1
2	費用負担	特殊寝台で利用者の処遇上必要な福祉用具の必要性について事業所が把握していたにも関わらず、利用者に費用負担を求めている事例がありました。利用者から支払いを受けるにあたっては、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、利用者の処遇上必要なものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるもののみとしてください。	区条例第9号第116条第3項 基準省令解釈通知第3の五の4(3)②	1
3	秘密保持	利用者本人又は利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ得ていない事例がありました。サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。	区条例第9号第128条で準用する第35条第3項 基準省令解釈通知第3の五の4(16)で準用する第3の一の4(26)③	1
4	事故発生時の対応	区への報告が必要な事故について報告されていませんでした。区における事故報告の取扱要領を確認し、区への報告が必要な事故については、速やかに漏れないよう報告してください。	区条例第9号第128条で準用する第40条第1項 基準省令解釈通知第3の五の4(16)で準用する第3の一の4(30)	3